

養介護施設従事者の防止虐待について

高齢者虐待防止法について

平成 18 年 4 月 1 日から、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下高齢者虐待防止法という。)が施行されました。

高齢者への虐待行為は禁止されています

高齢者虐待防止法では、「養護者」「養介護施設従事者等」による虐待を「高齢者虐待」と定めています。

「養護者」とは、高齢者(65 歳以上の者)を現に養護する者で、家族に限られません。

また、「養介護施設従事者等」とは、下記の「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者で、直接介護サービスを提供しない者(施設長、事務職員等)や介護職員以外で直接高齢者に関わる他の職種を含みます。

高齢者虐待に当たる行為

高齢者に対する次の行為が高齢者虐待に当たります。具体的な例は、画面下の添付ファイルをご覧ください(厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」より)。

(1) 身体的虐待

① 暴力的行為

- ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為
- ③「緊急やむを得ない」場合以外での身体的拘束・抑制

(2) 心理的虐待

- ①威嚇的な発言、態度
- ②侮辱的な発言、態度
- ③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような行為
- ④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
- ⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
- ⑥その他（車椅子の移乗介助の際に速いスピードで恐怖感を与える等）

(3) 性的虐待

本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。

(4) 介護、世話の放棄、放任（ネグレクト）

- ①必要とされる世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
- ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
- ③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限される行為

④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置

⑤その他職務上の義務を著しく怠ること

(5) 経済的虐待

本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること、あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者虐待の早期発見

養介護施設従事者等は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに区に通報する義務があります。

相談いただく窓口は、福祉部介護保険課指導係(月曜日～金曜日、午前8時30分から午後5時まで(祝日、年末年始を除く))です。相談者の個人情報などの秘密はお守りしますので、ご相談ください。

高齢者虐待を防止するために

江戸川区では毎年3月に「虐待防止」のテーマで、介護サービス事業者を対象とした集団指導を行っています。

下記添付ファイルから集団指導の資料をダウンロードできますので、事業者の方は研修等に活用ください。

添付ファイル

集団指導資料

<https://www.kaigo.city.edogawa.tokyo.jp/uploads/2025/03/f18a401e75be72ad1ec5d665619126cc.pdf>

相談窓口

福祉部 介護保険課 指導係

電話番号:03-5662-0032